

令和7年2月1日

令和6年能登半島地震に伴う災害復旧工事に係る現場代理人の兼務の取扱いについて

能美市では、令和6年能登半島地震により被災した地域の早期復旧を図るため、建設工事における現場代理人の兼務の取扱いについて、特例の施工確保対策として、同災害に伴う災害復旧工事（以下、「災害復旧工事」という。）に限り、下記のとおり取扱います。

記

1. 現場代理人として兼務可能な災害復旧工事の契約額及び契約額の合計、件数の上限について

(1) 契約額

4,500万円以上の工事も可能とする。

なお、災害復旧工事の場合は入札公告に明記する。

(2) 契約額の合計

通常の兼務要件等において9,000万円未満のところ、災害復旧工事は含めないものとする。

(3) 件数の上限

災害復旧工事を含む場合は5件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）とする。

例】

ケース1: 第1工事、第2工事、第3工事 < 合計9,000万円に加えて、

【災害】第4工事(4,500万円未満)、【災害】第5工事(4,500万円未満)も兼務可

ケース2: 5件全て【災害】工事 < 契約額の合計に上限なく兼務可

2. 留意事項

(1) この特例措置における「災害復旧工事」とは、「令和6年能登半島地震に伴う災害復旧工事」を言い、その他の災害復旧工事は通常の工事とみなします。

(2) 兼務する工事に能美市発注工事以外が含まれる場合、その発注機関の承認も受けること。

(3) 本取扱いに記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとする。

(4) 主任技術者や監理技術者の兼務に関する取扱いについては、通常どおりとする。

3. 適用期間

令和6年能登半島地震に伴う災害復旧工事については当面の間とする。